

取引所での株式の売買単位 に関するQ & A

制度調査部
横山 淳

【要約】

株式分割を巡る議論や誤発注事件などの影響もあり、最近、証券取引所における株式の売買単位について関心が高まっている。

本稿では、寄せられた質問などを基に、Q & A形式で簡単な解説をする。

【目次】

- Q 1：取引所での株式の売買単位と言えば、すぐに思いつくものだけでも、1株、100株、1000株など銘柄によって実に様々だ。実際には、何種類くらいの売買単位があるのか？
- Q 2：株式の売買単位は、どのようにして決まっているのか？
- Q 3：会社は、単元株制度を利用すれば、自由に取引所での売買単位を決めることができるということか？
- Q 4：どうして、そのようなことが認められるようになったのか？
- Q 5：2001年に売買単位に関する規制緩和が行なわれた背景については分かった。しかし、それに伴って、問題は発生していないのか？
- Q 6：売買単位の問題は、いわゆる誤発注問題とも関係するのか？
- Q 7：今後、どのような対応が望まれるのか？

はじめに

株式分割を巡る議論や誤発注事件などの影響もあり、最近、証券取引所における株式の売買単位について関心が高まっている。

本稿では、証券取引所で株式を売買する場合に、何株単位で売買できるのかという、売買単位に関連して、それがどのように決まっているのか、どのような問題があるのかといったことを説明する。

Q 1：取引所での株式の売買単位と言えば、すぐに思いつくものだけでも、1株、100株、1000株など銘柄によって実に様々だ。実際には、何種類くらいの売買単位があるのか？

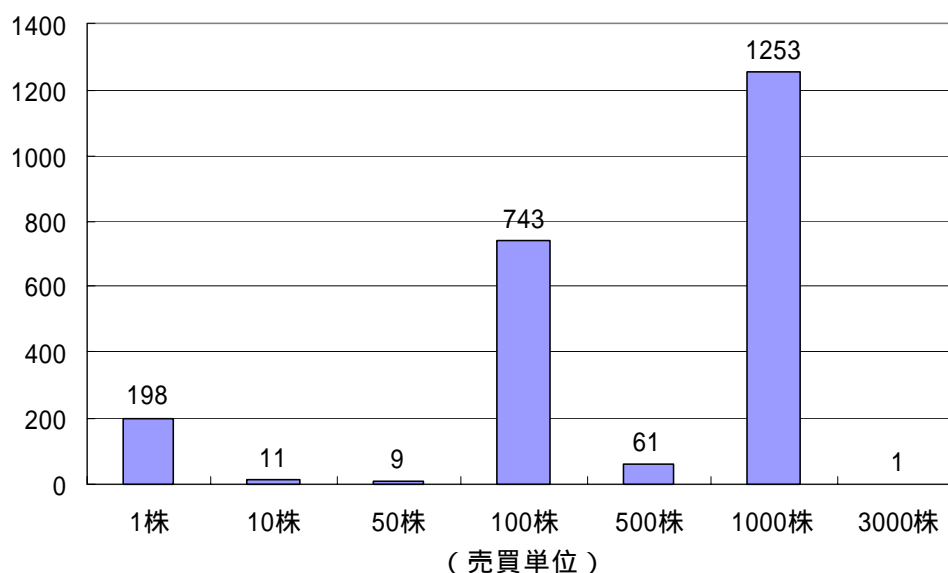
A 1 :

東京証券取引所の場合、1株、10株、50株、100株、500株、1000株、3000株の7種類が存在する。

そのほか、大阪証券取引所には、2000株を売買単位とする銘柄も存在する。

【東証上場会社の売買単位（2004年末時点）】

（社数）



（出所）東京証券取引所「東証要覧」（2005年版）を基に大和総研制度調査部作成

Q 2 : 株式の売買単位は、どのようにして決まっているのか？**A 2 :**

東京証券取引所では、規則（業務規程第15条）で株式（内国株券）の売買単位を次のように定めています。

【東証における株式の売買単位のルール】

- （単元株制度採用会社） 1単元の株式数
- （単元株制度不採用会社） 1株
- （東証が特に指定した銘柄） 東証が定めた株式数

単元株制度、つまり株主総会で議決権を行使するために必要な株式数を定めている会社の場合、その1単元の株式数が取引所での売買単位となる。例えば、1単元を1000株と定めている会社の場合、取引所での売買単位も1000株となる。

そうした定めを設けていない会社の場合は、1株が取引所での売買単位となる。

なお、規則の上では、証券取引所が特に銘柄を指定して一定の株式数を売買単位と定めることも可能となっているが、現時点では、そうした銘柄はない。

Q 3 : 会社は、単元株制度を利用すれば、自由に取引所での売買単位を決めることができるということか？

A 3 :

一部に例外はあるが、法律上は、1単元の株式数の上限は、原則として1000株と定められている。

逆に言えば、この1000株以内という範囲内であれば、会社は任意の株式数を1単元と定め、それを取引所における売買単位とすることが可能なのである。

Q 4 : どうして、そのようなことが認められるようになったのか？

A 4 :

会社が、自社の株式の取引所での売買単位を、事実上、任意に決めることができるようになったのは、2001年の商法改正によるものである。

2001年の商法改正では、自己株式取得の解禁など重要な改正が数多く行われた。株式の売買単位についても、かつての「単位株制度」が、今日の「単元株制度」に変更されるに当たって、様々な規制緩和が行われたのである。その中でも特に重要なのは、次の2つのポイントである。

【2001年商法改正 売買単位に関連する重要ポイント】

1 単位当たり純資産額規制の撤廃

額面株式制度の廃止

まず、純資産額規制の撤廃である。2001年改正以前には、売買単位1単位当たりの純資産額は5万円以上なければならない、という規制があった。そのため、自ずと売買単位の株式数に制約があったのである。

例えば、1株当たりの純資産額が500円の会社があるとする。この会社の場合、売買単位が100株以上であれば、1単位当たり純資産額5万円以上（500円×100株）という条件をクリアすることができる。しかし、売買単位を100株未満にすることは、1単位当たり純資産額が5万円を下回ってしまうことから、法律上、認められなかったのである。

ところが、こうした規制は、売買単位1単位を購入するために必要な金額を高止まりさせ、一般の方々が株式投資を始める際の障害になっているとの批判があった。そうした指摘を受けて、2001年の商法改正では個人投資家の株式投資をサポートする観点から、規制の撤廃が行われたのである。

加えて、額面株式制度が撤廃された点も重要ポイントとして挙げられる。2001年の商法改正以前には、一部例外もあったが、原則として、売買単位は額面ベースで5万円という暗黙の了解が存在していた。つまり、古参の会社で株式の額面が50円の会社は1000株単位、新興の会社で株式の額面が5万円の会社は1株単位といった具合である。

ところが、満期になれば額面の金額で償還される債券ならばともかく、株式の額面には、余り実質的な意味はない。むしろ、株価と異なる名目的な金額が株券に記載されていることはかえって、一般の方々の錯覚や誤解を招きかねないという問題も指摘されていた。そこで、2001年の商法改正では額面株式制度そのものが廃止されることとなったのである。

そのほか、今話題の株式分割に関する規制緩和が行われたのも、2001年の商法改正であった。詳細は省く¹が、2001年商法改正の結果、理論上は、いくらでも株式分割による株式の細分化が可能となったのである。

Q 5 : 2001 年に売買単位に関する規制緩和が行なわれた背景については分かった。しかし、それに伴って、問題は発生していないのか？

A 5 :

2001年の商法改正後、多くの企業が、例えば、売買単位を1000株から100株に引き下げるための「単元のくくり直し」を実施している。また、積極的な株式分割を行う企業も多数出現した。それを受けて、近年では、個人株主数も増加し、個人投資家による株式投資も活発化したことは周知の通りである。

その意味では、2001年の商法改正は一定の成果を挙げたと評価してもよいだろう。

ただ、その一方で、最近では、問題点も指摘されるようになってきた。例えば、一部の企業が行き過ぎた株式分割を行った結果、その企業の株式がマネーゲームの対象となっているのではないかと指摘は、マスメディアでも報じられていることはよく知られている。

また、銘柄同士の株価比較が困難になっているという問題も指摘されている。

【株価の比較可能性の問題】

	株価(a)	売買単位(b)	(a) × (b)	時価総額
A社	310,000円	1株	310,000円	3,119億円
B社	289,000円	1株	289,000円	8,491億円
C社	16,480円	10株	163,900円	4,180億円
D社	3,860円	100株	386,000円	797億円
E社	3,020円	100株	302,000円	5,742億円

(注) 2006年1月25日終値に基づくデータによる。

ここで示したのは、同じ事業を中心の業務に据える5つの会社である。株価だけみると、30万円のA社から3千円のE社までである。

ところが、この5社の売買単位は1株から100株と多様である。そこで、売買単位1単位を買い付けるために必要な金額として「株価×売買単位」で比較してみると、16万円のC社から40万円程度のD社まで、株価とはまた別の順番で5社が並ぶこととなる。

¹ 具体的な改正項目としては、分割後の1株(1単位)当たり純資産額規制の撤廃、(普通株式しか発行していない会社についての)株式分割と同時に分割比率に応じた授権枠の拡大の許容などがあつた。

更に、今後は、時価総額を比較すると、約 800 億円の D 社から約 8500 億円の B 社まで、株価とも、「株価×売買単位」とも違った順序となる。

つまり、「株価」も「株価×売買単位」も、企業の規模を反映したものではなく、企業間の比較に余り役に立たなくなっているのが現状である。

その他にも、売買単位が余りにもバラバラであることが、誤発注を誘引しているとの指摘もある。

Q 6 : 売買単位の問題は、いわゆる誤発注問題とも関係するのか？

A 6 :

いわゆる誤発注問題に関連しては様々な問題点が指摘された。しかし、その根底にあるのは人為的なミスだということができるだろう。特に、次のようなミスが原因となって誤発注を誘引しやすいと言えるだろう。

【誤発注を誘引しやすい人為ミス】

「売り」と「買い」の取違い

売買単位の勘違い……売買単位 1 株を 1000 株と誤認するなど

株式数と価格の取違い……「 十円で×株」を「×円で 十株」と誤認するなど

の「売り」と「買い」の取違いは、確かに、売買単位と直接関係する訳ではない。

しかし、 の売買単位の取違いは、そもそも売買単位が銘柄によってバラバラであることがミスを招く原因であることは明らかである。

の株式数と株価の取違いは、一見、売買単位とは関係ないように思われるかもしれない。確かに、「1000 円で 1200 株」を「1200 円で 1000 株」といったような比較的軽微な取違いであれば、売買単位とは無関係に発生し得るであろう。しかし、「数十万円で数株」を「数円で数十万株」といった極端な取違いは売買単位の問題とも関わってくる。

つまり、銘柄によって売買単位が異なることから、実際に発注される注文には、数株の注文もあれば数十万株の注文もある。株価も数百円の銘柄もあれば数百万円の銘柄も存在する。そうしたことから、本来、異常な注文であっても、「銘柄によってはこうした株価もあり得る」「銘柄によってはこうした株式数の注文もあり得る」と市場へ発注されてしまうため、こうした取違いが起こっているとも言えるのである。

Q 7 : 今後、どのような対応が望まれるのか？

A 7 :

売買単位につき、望まれる対応は次の 2 点が考えられる。

【売買単位につき、望まれる対応】

上場会社の売買単位の統一

株価が一定の範囲に収まるように、分割・併合を要請

まず、上場会社については、取引規模も、取引頻度も大きく、一般投資家の方々も投資対象とするものであるから、売買単位を統一することが望まれる。もちろん、そのためには「何株に統一するのか」など難しい問題も存在する。しかし、昨今の状況を考えれば、真剣に考えるべき時期に来ていると思われる。

また、単に売買単位を統一するだけでは、株価が極端に高くなったり、低くなったりする銘柄も出てくることが考えられる。そこで、株価を一定の範囲内に収めるように、機動的な株式分割・株式併合を要請することも必要となるであろう。

これらの対応は、上場会社に限定して実施することを前提とすれば、基本的には、取引所での売買の問題であることから、証券取引所が上場基準などで対応することが可能だと考えられる。

ただ、実際に売買単位を統一するとなると、様々な混乱が起こることも予想される。そこで、必要な手続の簡便化を認める法制面での対応があれば、円滑な移行が可能になると思われる。そうなれば、単元株式数の変更や株式分割・株式併合などが必要となる上場会社にとっても、売買単位の統一が受け入れられやすくなるのではないかと考えられる。